

③ 遺産分割協議書がある場合

- ・遺産分割協議書に基づき相続手続きをされる場合、下記の書類等が必要です。
- ・遺産分割協議書等は原本の提示が必要です。遺産分割協議書は当金庫でコピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。

No.	必 要 書 類	入手先
1	被相続人様（亡くなられた方）の「出生から死亡まで連続した」戸籍（除籍）謄本（または法定相続情報一覧図）	市区町村役所 （法務局）
2	遺産分割協議書 ・すべての相続人様の署名・捺印（実印）が必要です。	お客さま
3	すべての相続人様の戸籍謄（抄）本（または法定相続情報一覧図） ・相続人様の現在時の戸籍謄（抄）本をご準備ください。 ※代襲相続時は、代襲相続者の親の「出生から死亡まで連続した」戸籍謄本が必要になります。	市区町村役所 （法務局）
4	すべての相続人様の印鑑証明書 ・遺産分割協議書の日付より6ヶ月以内に発行されたもの ・相続人様が未成年者の場合は代理人様の印鑑証明書が必要です。	市区町村役所
5	相続に関する依頼書 ・当金庫の預金等を相続される方（複数名いる場合は代表として手続きを行う方）に署名・捺印（実印）をしていただきます。	当金庫
6	相続に関する委任状 ・当金庫の預金等を相続される方（代表として手続きを行う方以外）に署名・捺印（実印）をしていただきます。	当金庫
	払い戻し等の際、窓口にお持ちいただくもの	
7	相続人代表者様の実印 ・当金庫の預金等を相続される方（複数名いる場合は代表として手続きを行う方）の実印。	お客さま
8	被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード等 ・お手続きされる預金口座の通帳・証書・キャッシュカード等をご準備ください。喪失されている場合は、別途ご提出いただく書類がございます。	お客さま

※手続き時にあらためて、発行より6ヶ月以内の印鑑証明書のご提示をお願いすることがあります。

※被相続人様のお取引内容により別途書類が必要となる場合があります。